

令和 7 年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務 公募型プロポーザル実施説明書

本説明書は、赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務名

令和 7 年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務

2 目的

本業務に係る業務内容については、別紙「令和 7 年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務」について受託者を選定するために、提案方式による事業者選定を実施する。

3 業務内容

別紙「令和 7 年度赤磐市公共施設への太陽光発電設備導入調査業務仕様書」のとおり。

ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより特定する契約の相手方の候補者の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで

5 提案上限額（消費税込）

9, 9 8 8, 0 0 0 円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式を実施し、選定委員において審査を行い、最高点となった事業者 1 社を選定する。

7 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成 2 3 年赤磐市条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこ

と。

- (6) 国税及び岡山県税、赤磐市税を完納している者であること。
- (7) 岡山県内に本社又は支店を登記している企業であること。
- (8) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において、国又は地方公共団体等の公的機関が発注する公共施設への太陽光発電設備の導入調査に関する同種・類似業務を受託した実績を有していること。
- (9) 本業務の主任技術者は技術士法（昭和58年法律第25号）等に基づく技術士（環境部門）、技術士（建設部門－建設環境）又はエネルギー管理士のいずれかの資格を有していること。

8 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和7年7月 7日（月）
質疑受付期限	令和7年7月15日（火）午後5時まで
質疑回答期限	令和7年7月18日（金）
参加申込書提出期限	令和7年7月15日（火）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年7月31日（木）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年8月 4日（月）
選考結果通知	令和7年8月 6日（水）予定

9 参加申込手続

- (1) 提出期間 令和7年7月7日（月）から令和7年7月15日（火）まで

- (2) 提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、令和7年7月15日（火）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

- (3) 提出場所 赤磐市市民生活部環境課

- (4) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル方式提案参加申込書（様式第1号）

- ② （支店等を代理人とする場合）委任状（様式第2号）

- ③ 会社概要がわかる書類

会社名、従業員数、事業内容、実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料で代替可

- ④ 業務実績調書（様式第3号）

- ⑤ 誓約書（様式第4号）

- ⑥ 法人登記簿謄本

法務局で発行する「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」でも可能とする。

- ⑦ 決算書又は財務諸表

直近事業年度の決算書又は財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

- ⑧ 使用印鑑届出書（様式第5号）

- ⑨ 印鑑証明書（法人代表者印）

- ⑩ 未納がないことを証明する書類

直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、（契約先の所在地が岡山県の場合は）岡山県民

税（全ての税目）、（契約先の所在地が赤磐市の場合は）赤磐市税（全ての税目）の納税証明書等を提出すること。代表者が赤磐市税を賦課されている場合は、その全ての税目についても納税証明書等を提出すること。

⑪ 配置予定技術者調書（主任技術者）（様式第 6 号）

⑫ 主任技術者が技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）等に基づく技術士（環境部門）、技術士（建設部門－建設環境）又はエネルギー管理士の資格を取得していることを証する書類の写し

※⑤～⑩については、令和 7 年度赤磐市入札参加資格名簿に記載されている者は提出不要とする。

（5）提出部数 各 1 部

（6）参加資格審査結果通知

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）までに電子メールにて通知するとともに文書にて通知する。

1 0 質疑の受付及び回答

（1）受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）から令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午後 5 時まで

（2）受付方法

質問内容を質問書（様式第 7 号）に記入の上、令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午後 5 時までに電子メールにて赤磐市市民生活部環境課へ提出すること。

※電子メールの件名の先頭に「プロポーザルに関する質疑」と必ず記載すること。

（3）回答方法

公平性を保つため、令和 7 年 7 月 1 8 日（金）までに質問内容と回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

（4）提出先

赤磐市役所市民生活部環境課

メールアドレス：kankyo@city.akaiwa.lg.jp

1 1 企画提案書等の提出

令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」交付規程を熟読し、補助金の目的に合った提案をすること。

（1）提出書類

① 企画提案書

A4 判の任意様式で作成し、製本して提出すること。また、評価事項ごとの説明ができるように提案することとし、業務遂行のための工程表を示すこと。

② 見積書（任意様式）

見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

③ 業務実績調書（様式第 3 号）

④ 業務実施体制表（様式第 8 号）

（2）提出部数 8 部

（3）提出期間 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）午後 5 時まで

（4）提出方法

持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、市の休日を除き各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合

は、令和7年7月31日（木）午後5時必着とし、簡易書留等配達記録が残るものに限る。

（5）提出先

赤磐市役所市民生活部環境課

1.2 審査方法

提案参加者から提出された企画提案書について、選定審査会において提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査は総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容、見積書等を比較・検討し、総合的に審査・採点することにより、最高点となった受託候補者1者及び次点者1者を選定する。

（1）プレゼンテーション実施予定日

日 時 令和7年8月4日（月） 予定

場 所 赤磐市役所3階第1会議室

（2）プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーションは、本業務に携わる責任者及び担当者を含めて3名以内で行うものとする。
- ③ プレゼンテーションの内容は企画提案書の説明等、各提案参加者の判断とする。なお、当日の資料追加・差替は認めない。
- ④ プレゼンテーションは企画提案書又は企画提案書の抜粋をもとに行うものとし、その旨企画提案書提出時に留意すること。
- ⑤ プレゼンテーションの時間は30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）以内とする。準備、片付けの時間は別途5分とする。
- ⑥ プレゼンテーションに際して、プロジェクター等資機材が必要な場合は、提案参加者で準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。

1.3 審査及び選考

提案者から提出された提案書の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	配点
企画提案	業務への理解	10
	地域特性、環境特性等の理解	10
	発電設備の導入による建築物等への負荷、発電設備の規模等の調査・検討及び現地調査	10
	発電量、日射量、導入可能量、設置位置、設置方法等の調査・検討	10
	発電設備の導入計画	10
	創意工夫・自由提案	20
実施体制・実績	実施体制	10
	業務の実績・経験	10
価格	見積価格の妥当性	10

1.4 受託候補者の決定及び通知

受託候補者は令和7年8月6日（水）までに決定し、提案参加者に対し通知する。なお、個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

1.5 失格

提案参加者が次に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽及び不備があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査終了までの間に、本市の指名停止の措置を受けた場合
- (7) 評価点の合計点数が基準点に満たない場合

1.6 契約等

(1) 契約方法

審査結果に基づき、赤磐市は選定された受託候補者と委託内容について協議し、随意契約により本業務委託契約を締結する。なお、示談が成立しない場合は、次点者と契約交渉を行う。

(2) 契約金額

受託候補者と示談により決定する。

(3) 契約保証金

納付を要する。

(4) その他

本プロポーザルは、優先交渉権を付与するものであり、実際の契約締結に関しては、提案時の内容を尊重しつつも、双方協議調整の上確定するものとし、企画提案書の内容を一部変更する場がある。上記のほか、本業務に係る契約手続は、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）に基づき行う。

1.7 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- (3) 提案については、1事業者につき1提案とする。
- (4) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者に選定する。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- (8) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

- (9) 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- (1 0) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例(平成 1 7 年条例第 8 号)に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となる。ただし、本プロポーザル選考期間は、赤磐市情報公開条例第 7 条第 5 号の規定に基づき、開示の対象にはならない。
- (1 1) 受託候補者の通知をもって本業務の受託を確約するものではない。